

年間上限の新設について

[別紙 2]

70歳未満【令和8年8月から令和9年7月まで】

所得区分		年間上限
ア	標準報酬月額 83 万円以上	1,680,000 円
イ	標準報酬月額 53 万円～79 万円	1,110,000 円
ウ	標準報酬月額 28 万円～50 万円	530,000 円
エ	標準報酬月額 26 万円以下	530,000 円 ※
オ	非課税者	290,000 円

70歳以上～75歳未満【現行】

所得区分	年間上限
現役並みⅢ (標準報酬月額 83 万円以上)	—
現役並みⅡ (標準報酬月額 53 万円～79 万円)	—
現役並みⅠ (標準報酬月額 28 万円～50 万円)	—
一般 (標準報酬月額 26 万円以下)	144,000 円(外来特例)
低所得Ⅱ(非課税者)	—
低所得Ⅰ	—



【令和8年8月から令和9年7月まで】

年間上限(外来特例)	年間上限
—	1,680,000 円
—	1,110,000 円
—	530,000 円
216,000 円	530,000 円 ※
96,000 円	290,000 円
—	180,000 円

※標準報酬月額 15 万円以下(年収約 200 万円未満)の区分に該当することが確認できた方は、年間上限 41 万円を適用し、令和 9 年 8 月以降に払い戻されます。